

「沖縄県犯罪被害者等支援条例」骨子（案）に関する意見募集結果

「沖縄県犯罪被害者等支援条例」骨子（案）について、令和4年4月28日から同年5月27日にかけて県民意見募集を行ったところ、3の個人・団体から8件の貴重な御意見をいただきました。

寄せられました御意見及びそれに対する県の考え方につきましては、以下のとおりです。なお、いただいた御意見につきましては、取りまとめの便宜上、趣旨を損なわない程度に概要としてまとめさせていただきましたので、ご了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。今後も、県行政の推進につきまして、御理解・御協力をお願い申し上げます。

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	全体	<p>○ 骨子案の「8 基本方針」で列挙されている内容は、「施策」そのものであるにもかかわらず、「方針」として抽象化されてしまっている。「相談及び情報の提供等」、「安全の確保」、「居住の確保」、「雇用の安定」、「県内に住所を有しない者への支援」、「学校における教育の促進」、及び「個人情報の適切な管理」といった具体的な施策が挙げられておらず、十分な犯罪被害者等の支援を実施することができないおそれがある。</p> <p>犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）は、第11条以下において、地方公共団体が講ずべき基本的施策を定めている。これらの施策は、犯罪被害者等の支援のために最低限必要な施策であり、地方公共団体が講ずることが義務付けられている施策である。骨子案によれば、「9 計画の策定」において、「県が実施する具体的な犯罪被害者等支援に関する施策」を定めることとされているが、基本的施策については、計画等の下位規範にゆだねることなく、条例で定めるべきである。近時成立した各地方自治体の犯罪被害者等支援に関する条例については、基本的施策を定めるのが通例になっている。</p> <p>○ 「基本方針」という標題を、「基本的施策」又は「基本施策」に改め、次の各条項を加えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「相談及び情報の提供等」として、「県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、専門的知識又は技能を有する者の紹介等必要な施策を講ずるものとする。」 ・ 「県は、県内において犯罪等により多数の死傷者が発生した時その他重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、県、国、市町村、事業者、民間支援団体その他の関係する者と協力し、当 	<p>御意見のとおり、平成16年に制定された犯罪被害者等基本法では、第5条で「地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされており、その内容は、同法第11条から第23条の「基本的施策」で定められております。</p> <p>当県においては、同法によって整備された枠組みの中で、県内の状況に応じた施策を策定・実施するための仕組みを構築するとともに、国の施策の展開、犯罪被害者等のニーズや犯罪被害者等を取り巻く状況の変化等に柔軟に対応し、常に必要な改善に努めながら、支援の総合的かつ計画的な推進を図る必要があると考えております。そこで、本条例では、条例の「基本理念」と「県の責務」を実現するため、県がどのような施策を行っていくのか大きく6つに分けて「基本方針」を規定し、個別の具体的な施策については、条例に基づき策定する「犯罪被害者等支援に関する計画」において示すこととしております。当計画の策定に当たっては、広く県民等の意見を求めるとともに、民間支援団体の職員や有識者等で構成する審議会（本条例に基づき設置する県の附属機関）において調査審議を行い、計画策定後は、毎年度、審議会で検証評価を実</p>

		<p>該事案に対応するための体制を整え、緊急に必要となる支援を実施する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「県は、県外において発生した犯罪等により被害を受けた犯罪被害者等が県内に所在する場合においては、国、他の都道府県における犯罪被害者等支援に関する地方自治体事業者、民間支援団体その他の関係する者と協力し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減、及び犯罪被害者等の平穏な生活の再建に対する必要な支援を行うとともに、必要な犯罪被害者等支援施策を協同して推進するための連携体制の整備強化のため必要な措置を講ずるものとする。」 「県は、犯罪被害者等の二次被害及び再被害を防止し、その安全を確保するため、県営若しくは民間の宿泊施設、シェルター等の確保、それに伴う警備体制の確保、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。」 「県は、その受けた被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年7月10日沖縄県条例第45号）第2条第1号に規定する県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。」 「県は、犯罪被害者等の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報その他のプライバシー情報（以下、「個人情報等」という。）が加害者その他の者に漏洩した場合、取り返しのつかない深刻な再被害、又は二次被害をもたらす恐れがあることを十分に理解の上、個人情報等の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報等を適切に管理しなければならない。」 「県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、病院等への付添い、育児、通学等に係る援助その他の必要な施策を講ずるものとする。」 「県は、特に犯罪被害者等の中に未就学の児童、就学児、生徒学生がある場合における児童生徒の保護、安全な就学の機会の確保等、周囲からの無理解による二次被害の予防その他子どもの最善の利益を確保するために必要な施策を講ずるものとする。」 「県は、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。」 	<p>施し、施策の実効性を確保してまいります。</p> <p>いただいた施策に関する御意見については、具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
2	4 県の責務	<p>「5 県民の責務」、「6 事業者の責務」では二次被害が生じさせることのないよう十分配慮することを責務としているが、県についても二次被害への配慮を明記すべきである。</p>	<p>本条例の「基本理念」において、「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯</p>

			<p>罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。」と規定し、県は「基本理念」にのっとり犯罪被害者等支援を行うことから、「県の責務」には御意見の趣旨も含むものと考えております。</p>
3	8 基本方針	<p>経済的負担の軽減については、もっと直接的に、「経済的負担を軽減するため見舞金の支給、貸付金等の施策を講ずるものとする」とすべきである。条例で見舞金、貸付金等について明記しない場合であっても、要綱等で具体的な金銭の支給基準等を定めるべきである。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、施策の方向性等、基本的な考え方を示すものであり、いただいた御意見については、具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。県におきましては、条例制定後に、各種施策を推進していくための計画の策定、審議会での調査審議等を行うこととしております。</p> <p>また、御意見のとおり、施策の内容によっては、要綱の策定を要するべき場合もあると考えます。</p>
4	8 基本方針	<p>沖縄被害者支援ゆいセンターでは、犯罪被害給付制度、生活保護、社会福祉協議会等の一時金貸付の手続きのサポート支援があるが、経済的補助を受けるまでに、被害者は心身に多大な影響があり、日常生活の質は落ちるが、手続きにはハードルもあることから、補助の受給前に被害者が力尽きることが考えられる。沖縄県独自の犯罪被害者給付金のメニュー（例えば、明石市の条例のような心理カウンセリング、弁護士費用の補助、また給付金の増額など）の拡充をご検討いただきたい。また、ワンストップ支援の必要があると考えられるため、申請手続きは一本化いただければ、復帰の一助になると考える。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、施策の方向性等、基本的な考え方を示すものであり、いただいた御意見については、具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。県におきましては、条例制定後に、各種施策を推進していくための計画の策定、審議会での調査審議等を行うこととしております。</p>
5	8 基本方針	<p>刑事裁判で国選弁護士を利用できる方の資力要件で弁護士料の負担が発生したり、損害賠償請求を行うにも費用負担がある。被害を受けた上に金銭的負担があるのは理不尽。弁護士費用が賄えるような金額と当面の生活費を賄えるような見舞金を支給してほしい。</p>	<p>条例は、目的や基本理念、施策の方向性等、基本的な考え方を示すものであり、いただいた御意見については、具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。県におきましては、条例制定後に、各種施策を推進していくための計画の策定、審議会での調査審議等を行うこととしております。</p>

6	8 基本方針	被害前にはできていたことが、被害を受けることで日常生活に支障が生じた際の日常生活支援が受けられるよう（横浜市実施）制度を設けてほしい。	条例は、目的や基本理念、施策の方向性等、基本的な考え方を示すものであり、いただいた御意見については、具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。県におきましては、条例制定後に、各種施策を推進していくための計画の策定、審議会での調査審議等を行うこととしております。
7	8 基本方針	被害を受けることにより、住み慣れた地域で住めなくなったときの転居費用や家賃負担、保証人に関する支援を行ってほしい。公営住宅への優先的入居制度が実際には募集期間を待たなければいけないなど不便である。	条例は、目的や基本理念、施策の方向性等、基本的な考え方を示すものであり、いただいた御意見については、具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。県におきましては、条例制定後に、各種施策を推進していくための計画の策定、審議会での調査審議等を行うこととしております。
8	8 基本方針	「 <u>県、国、市町村、事業者、民間支援団体その他の関係する者が相互に連携及び協力し、効果的な犯罪被害者等支援を行うことができる総合的な支援体制を整備する。県は、総合的な支援体制の整備にあたっては、それぞれの犯罪等による被害の状況を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する県、国、市町村、事業者、民間支援団体その他の関係する者のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けられるよう、必要な措置を講ずるものとする。</u> 」と改める。	国との連携協力については、犯罪被害者等基本法第5条（地方公共団体の責務）及び第7条（連携協力）に基づき取り組むとともに、当条例では、県内において、犯罪被害者等支援を推進する上で、まずは県、市町村、民間支援団体等が主体的に連携を図ることが不可欠であることから、それらを明記したものです。 また、本条例の「目的」で「犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図る」と規定し、「基本理念」では「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。」と規定することから、御意見の趣旨も含むものと考えております。